

川越市教育委員会第14回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 令和4年3月24日 午後2時
- 3 閉 会 令和4年3月24日 午後3時30分
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、嶋野道弘、佐久間佳枝
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長長岡聡司、学校教育部長兼教育センター所長梶田英司、教育総務部副部長兼教育財務課長松本陽介、学校教育部副部長兼教育指導課長岡島一恵、教育総務部参事兼教育総務課長佐藤利貞、教育総務部参事兼中央公民館長荷田 晋、教育総務部参事兼博物館長大澤 健、学校教育部参事兼学校管理課長生駒義郎、地域教育支援課長武藤貴子、文化財保護課長田中敦子、中央図書館長富田 稔、学校給食課長宮沢 茂、市立川越高等学校事務長宮下浩

8 前回会議録の承認

令和3年度第9回定例会会議録、第10回定例会会議録、第11回定例会会議録、第12回定例会会議録及び第13回定例会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第43号 川越市教育委員会職員人事について
(非公開)

日程第2議案第44号 川越市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を定めることについて

参事兼教育総務課長

令和4年度の組織改正により、総務部情報統計課が総合政策部情報政策課に変更されるため、規定の整備等をしようとするものである。当該規則別表において定められている教育委員会で使用する公印のうち、電子計算機で用いる電子公印の管理者である情報統計課長を情報政策課長に改めようとするものである。施行日については、令和4年4月1日から施行しようとするものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第3議案第45号 川越市教育委員会規則で定める申請書等の押印の見直し等に伴う関係規則の整備に関する規則を定めることについて

参事兼教育総務課長

本市の行政手続等における押印業務の見直しに伴い教育委員会においても、令和3年4月13日開催の教育委員会第1回定例会で議案上程した「川越市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則」の施行により、押印の見直しを進めてきたところであるが、行政手続のオンライン化等を見据え、押印業務をさらに見直し、様式の改正を行うことにより、行政手続きの簡素化を推進し、利便性の向上及び行政事務の効率化を図ろうとするものである。教育委員会規則における各様式について、印の表記を削るなど、規定の整備をしようとするものである。

施行日については、今回の押印等の見直しを全庁的に令和4年4月1日から実施するため、当該整備規則の施行日についても、令和4年4月1日としようとするものである。

委員

様式の中には申請書もあるが、これはインターネットでも申請できるものなのか伺いたい。

参事兼教育総務課長

全てを確認している訳ではないが、できるものとできないものがあると認識している。

委員

この時代において、申請手続をインターネットでできないということは考えにくいのではと考える。もちろんインターネットの利用が困難な方もいるため、手続きについては、インターネットと併用になると思われるが、基本的にはインターネットの利用ができるようにしてもらいたいと考える。

委員

まだ印鑑が必要な書類が残っているということか確認したい。

参事兼教育総務課長

そのとおりである。

委員

押印が必要な書類と必要のない書類との区別について伺いたい。

参事兼教育総務課長

本人の意思を確認する必要がある手続きや金銭の受け渡し等に係る手続きに関連する書類等については、引続き押印が必要なものがあると認識している。

委員

世の中は、押印を全部廃止する流れになってきている。印鑑を押したことで本人証明ができるというよりは、形式的な手続きであると考えます。

参事兼教育総務課長

今回の見直しでも、本人確認の際に形式的に押印しているものについて、本人

署名に変えることにより押印を廃止した様式もある。

委員

事務の負担軽減などにも関連するため、押印に限らず不要な手続きは改めるように、今後も検討してもらいたい。

教育長

今回の議案にある様式については全て押印が不要となるものか確認したい。

参事兼教育総務課長

そのとおりである。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第4議案第46号 川越市立学校職員服務規程の一部を改正する規程を定めることについて

参事兼学校管理課長

押印の見直しに伴い、出勤簿を廃止し、在校時間記録システム及び勤務整理簿による運用に変更するとともに、各種届出書類等の様式を改めようとするものである。具体的には、出勤簿に係る規定を在校時間記録システム及び勤務整理簿に係る規定に改めるとともに、様式中の押印に係る記載等を削除しようとするものである。また、退職願に係る規定及び様式の追加、その他条文等の文言の整理をしようとするものである。

改正による効果は、教職員の勤務時間等について、より適正な管理が図れることである。

施行日については、令和4年4月1日から施行しようとするものである。

委員

出勤簿については、全校でまだ使用しているのか伺いたい。

参事兼学校管理課長

現在は、各学校で押印による出勤簿を使用している。

委員

2点伺いたい。1点目は、今回の改正の効果において適正な管理が図れるということであるが、例えば残業等の負担軽減に繋がるのか伺いたい。2点目は、本来の業務における残業とキャリアアップのための残業を区別して管理できるようになるのか伺いたい。

参事兼学校管理課長

1点目、いわゆる残業時間の縮減に繋がるかについて、出退勤管理システムの導入により出勤時間及び退勤時間を記録するため、教職員の意識改革が図れるのではないかと考える。また、校長、教頭等管理職が個々の記録をしっかりと把握できるため、いわゆる残業時間の縮減に繋がっていくのではないかと期待している。

2点目、キャリアアップについて、教職員については、いわゆる教材研究につ

いてもキャリアアップに繋がるものであることから、本来業務と、キャリアアップのための残業の見極めは困難な部分もある。時間だけにとらわれず、どのようなことに時間が割かれているのかについても調査等に組入れていながら、できるだけいわゆる残業時間の縮減に繋げていけるように努めていきたいと考える。

委員

残業時間分の手当について伺いたい。

参事兼学校管理課長

教職員については、いわゆる残業時間に係る手当は支給されない。給料の4パーセントが教職調整額として管理職を除く教職員に上乘せして支給されている。これがいわゆる時間外勤務手当の代わりであると認識している。教職調整額については、かなり昔に制定されたものであることから、現在、国でも議論されている。

委員

残業時間の手当について、問題・課題があるということで、今後国も改めるのではないかと考える。そうなった場合に自分のキャリアアップのために残業を行い、その分の手当が支給されないような、きちんと管理できるシステムを構築してもらいたいと考える。

教育長

教職員の仕事は、急に成果が出るものではないため、残業の内容を管理することについて難しい部分もある。

委員

在校時間記録システムと出退勤管理システムとの違いについて伺いたい。

参事兼学校管理課長

在校時間記録システムは小・中・特別支援学校で使用しているシステムである。出退勤管理システムは、本市職員が使用しているシステムであり、学校では、市立川越高等学校でのみ使用しているものである。

委員

機能の違いについて伺いたい。

参事兼学校管理課長

出勤の時刻及び退勤の時刻を打刻するシステムであり、基本的には同じ機能である。

委員

なぜ同じシステムを使用しないのか伺いたい。

参事兼学校管理課長

出退勤管理システムは、本市職員を対象としたシステムであり、本市職員が配置されている所属で使用している。市立川越高等学校の教職員は、本市職員であ

るため以前から当該システムを使用している。小・中・特別支援学校の教職員についても出退勤の管理をしなければいけないということで、平成29年に開発をし、平成30年4月から在校時間記録システムを各学校に導入し、出退勤の打刻を行うようにしたものである。

委員

効果については、これらが働き方改革に繋がるのかどうかという問題がある。「学校職員の勤務時間等の適正な管理が図れます。」とあるが、この適正な管理という意味の範囲が広いので、例えば具体的にどういう管理が図れるのか伺いたい。

参事兼学校管理課長

出勤時刻、退勤時刻の打刻をするため、週単位や月単位の在校時間の合計から、実際の勤務時間7時間45分の部分を引いた、所定時間以外のいわゆる時間外で働いている労働時間を算出し、月45時間以内、年360時間以内を目標として取り組んでいるため、それらの視点にたった管理に資することができる。適正なという部分については、今までは、在校時間記録システムの運用については、勤務規程には定められていなかったことから、教職員の任意による打刻であった。今回の改正により、出勤及び退勤の時に打刻をすることを勤務規程に定め、担保することによって、さらに適正な管理が図れるという意味がある。

委員

ここで言う適正な管理とは、出退勤の時刻の適正な管理であると認識した。このことにより、働き方改革として、どのように機能しているのか伺いたい。

参事兼学校管理課長

在校時間記録システムによる管理とは、出勤及び退勤時間の打刻になるため、その時間の管理が適正に図れることになる。勤務時間外における教材研究や児童生徒の情報交換等の業務内容については、管理職の日々の見届けや調査等による把握が必要であると考えている。

委員

今回のような見直し等がないと意識改革には繋がらない。いい機会であるため逆の発想で、できるだけ家庭にいる時間を長くしてもらいたいという意識についても広げていけるように進めてもらいたいと考える。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第5議案第47号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求めることについて

参事兼教育総務課長

本議案は、令和4年川越市議会第1回定例会（3月議会）において、財政部財政課が令和3年度一般会計補正予算第12号を上程するにあたり、教育委員会所

管部分について、教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求めるものである。

本補正予算については、国の補正予算第1号に合わせて増額するものである。また、新型コロナウイルス感染症対策として実施する事業について、本議案で計上している歳入予算の他、財政部財政課で計上している国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものである。

歳入については、国庫支出金における教育総務費補助金のうち、特別支援学級整備事業費補助金を97万5千円増額するものである。これは中学校における特別支援学級の増級に伴う冷暖房設備設置工事及び設計監理委託に係る補助金を増額するものである。次に小学校費補助金のうち、施設整備事業費補助金を138万7千円増額するものである。これは普通教室の教室増に伴う冷暖房設備設置工事及び設計監理委託に係る補助金を増額するものである。次に同じく小学校費補助金のうち、大規模改造事業費交付金を1億2,687万9千円増額するものである。これは大規模改造工事及びトイレ改修工事に係る補助金を増額するものである。次に中学校費補助金のうち、施設整備事業費補助金を2,032万3千円増額するものである。これは、普通教室の教室増に伴う冷暖房設備設置や特別教室の冷暖房設備設置工事及び設計監理委託に係る補助金を増額するものである。次に同じく中学校費補助金のうち、大規模改造事業費交付金を1億3,958万円増額するものである。これは大規模改造工事にかかる補助金を増額するものである。次に学校保健費補助金のうち、学校保健特別対策事業費補助金を1,918万6千円増額するものである。これは、小・中学校における新型コロナウイルス感染拡大防止のためのレバー式蛇口やサーキュレーターの購入に係る補助金を増額するものである。

次に市債における教育総務債のうち、特別支援学級整備事業債を710万円増額するものである。これは、中学校における特別支援学級の増級に伴う冷暖房設備設置工事及び設計監理委託を実施するため増額するものである。次に小学校債のうち小学校施設整備事業債を1,480万円増額するものである。これは普通教室の教室増に伴う冷暖房設備設置工事及び設計監理委託を実施するため増額するものである。次に同じく小学校債のうち、小学校大規模改造事業債を3億2,140万円増額するものである。これは大規模改造工事及びトイレ改修工事を実施するため増額するものである。次に中学校債のうち、中学校施設整備事業債を1億3,170万円増額するものである。これは普通教室の教室増に伴う冷暖房設備設置工事、特別教室の冷暖房設備設置工事及び設計監理委託を実施するため、増額するものである。次に同じく中学校債のうち、中学校大規模改造事業債を3億5,360.1万円増額するものである。これは大規模改造工事を実施するため増額するものである。以上により、令和三年度の教育費の歳入予算を11億3,

693万円増額し、その合計を39億6,713万円にしようとするものである。

歳出については、教育総務費における事務局費を820万円増額しようとするものである。これは、中学校における特別支援学級の増級に伴う冷暖房設備設置工事及び設計監理委託を実施するため増額しようとするものである。次に小学校費における学校管理費を3,988万1千円増額しようとするものである。これは、小学校における新型コロナウイルス感染拡大防止のためのレバー式蛇口やサーキュレーターの購入に係る需用費、普通教室の教室増に係る施設整備の委託料、工事請負費を増額しようとするものである。次に、学校建設費を4億4,865万2千円増額しようとするものである。これは、大規模改造工事及びトイレ改修工事を実施するため増額しようとするものである。次に中学校費における学校管理費を1億6,752万9千円増額しようとするものである。これは、中学校における新型コロナウイルス感染拡大防止のためのレバー式蛇口やサーキュレーターの購入に係る需用費、普通教室の教室増に係る施設整備の委託料、工事請負費を増額しようとするものである。次に、学校建設費を4億9,362万円増額しようとするものである。これは大規模改造工事を実施するため増額しようとするものである。以上により、令和3年度の教育費の歳出予算を11億5,788万2千円増額し、その合計を115億779万6千円にしようとするものである。

次に繰越明許費について、国の補正予算第1号に合わせて事業を実施するため、令和4年度に繰り越すものである。

委員

繰越明許費における小・中学校の空調設備設置工事は、35人学級に移行するため普通教室が増えるということか確認したい。

副部長兼教育財務課長

そのとおりである。

委員

小・中学校の普通教室がいくつ増級するのか伺いたい。また、令和7年度にすべてのクラスを35人学級に移行すると記憶しているが現時点での達成状況について伺いたい。

副部長兼教育財務課長

教室数について、小学校は高階小学校及び山田小学校をそれぞれ1教室ずつ、中学校は大東中学校及び山田中学校をそれぞれ1教室ずつと特別教室を予定している。

今後の予定については、令和7年までに小学校で16学級、中学校で24学級を想定し、毎年状況に応じたかたちで計画的に予算要求を行う予定である。

参事兼学校管理課長

小学校については、9割程度は35人以下の学級を達成している状況である。

これは、児童数の推移により自然に下回っていくことが主な理由である。中学校については現時点では確認できていない状況である。

委員

繰越明許費において中学校は2教室分を繰り越すということだが、35人学級への移行ではないのか確認したい。

副部長兼教育財務課長

中学校の増級については、生徒数の増加に伴う対応によるものである。

委員

施設整備の額を比較すると小学校と中学校では金額がかなり違うがその理由について伺いたい。

副部長兼教育財務課長

中学校については、普通教室は2教室であるが、特別教室は霞ヶ関東中学校及び名細中学校を予定し、対象の教室数が多いのが増となっている理由である。

委員

小学校は2教室の増級分のみで1,640万円もの費用が必要ということか伺いたい。

副部長兼教育財務課長

設計の費用はそれほど高額でもないが、空調の設置工事の費用については高額であり、2教室を見積った結果の金額である。

また、特別教室の空調工事の進捗率については、小学校は45.9パーセント、中学校は29.7パーセントで、中学校の方が整備状況は遅れている。実施計画や予算状況を踏まえ、中学校を優先的に行うための補正予算となっている。

委員

小学校については、トイレ改修工事が小学校大規模改造に組み込まれているが、中学校については、組み込まれていないようであるが、進捗状況と併せて伺いたい。

副部長兼教育財務課長

小学校については、来年度実施予定の2校で全ての学校で1系統の工事は完了するため補正予算を要求した。中学校のトイレ改修工事は、1系統の工事は今年度完了している。

進捗状況について、第1系統の工事状況は、中学校は今年度で完了し、小学校は来年度完了する予定である。ただし、全系統での進捗率については、小学校で34.3パーセント、中学校で44.3パーセント、全体平均では約38パーセントとなる。計画上では、令和7年度までに50パーセント達成することが目標となっている。

委員 令和7年度で50パーセントということだが、完全に完了するまでの見通

しはついているのか伺いたい。

副部長兼教育財務課長

令和7年度の50パーセント達成も厳しいと予想されるが、今後、施設の更新といったことも課題として認識している。施設の建て替えにより工事の必要がなくなる部分も出て来る可能性もあるが、令和7年度以降に7年から8年程度の期間は必要であると予想している。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第6議案第48号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求めることについて

参事兼教育総務課長

本議案は、令和4年川越市議会第1回定例会（3月議会）において、財政部財政課が令和4年度一般会計補正予算第1号を上程するにあたり、教育委員会所管部分について、教育委員会の決裁権限を教育長が臨時代理したことの承認を求めるものである。本補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算であり、計上している歳入のほか、財政部財政課で計上する国の新型コロナウイルス感染症対応を地方創生臨時交付金を活用して行うものである。

歳入については、国庫支出金における社会教育費補助金のうち、子ども・子育て支援交付金を3,496万6千円増額、県支出金における社会教育費補助金のうち、放課後児童クラブ等新型コロナウイルス感染対策事業費補助金を3,496万6千円増額するものである。これは学童保育室における新型コロナウイルスの感染リスクの低減を図るための物品の購入等及び学童保育室のICT化に係る補助金を増額するものである。以上により、令和4年度の教育費の歳入予算を6,993万2千円増額し、その合計を27億8万4千円にしようとするものである。

歳出については、社会教育費における学童保育費を1億2,140万円増額しようとするものである。これは、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る衛生用品等の購入、空調設備の整備、更新にかかる備品購入、学童保育室のICT化に係る備品購入等のため増額しようとするものである。次に、図書館費を4,390万6千円増額しようとするものである。これは、図書館における新型コロナウイルス感染症の感染リスク低減を図るため、トイレの洋式化及び自動水洗化に係る工事、感染拡大防止に係る備品購入、読書環境の充実により、外出抑制や感染リスクの低減に寄与するための図書の購入や電子書籍の利用等のため増額しようとするものである。以上により、令和4年度の教育費の歳出予算を1億6,536万6千円増額し、その合計を115億6,517万9千円にしようとするものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第7議案第49号 川越市立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規

則を定めることについて

参事兼学校管理課長

本議案は、川越市立小中学校通学区域に関する規則の一部改正をしようとするものである。第1条に趣旨規定を置き、第2条に通学区域を規定し、第3条に指定校変更に係る規定を定めるとともに、第4条に必要な事務手続き等に関する委任規定を定めようとするものである。

施行日につきましては、令和4年4月1日から施行しようとするものである。

委員

指定校変更の申し出は、毎年あるのか伺いたい。

参事兼学校管理課長

指定校変更については、毎年保護者からの申し出が多数ある。令和2年度は小学校で242件、中学校で232件、令和3年度の昨日現在においては、小学校が269件、中学校が239件となっている。

(全員異議なく原案どおり決定)

10 報告事項

(1) 「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況について

参事兼教育総務課長

包括外部監査人による「包括外部監査の結果報告書」の結果について措置を講じたものは、地方自治法の規定により、教育委員会はその内容を監査委員に通知し、監査委員はこれを公表しなければならない、とされている。また、本市では「意見」に係る措置状況についても7月1日及び2月1日時点の措置状況を監査委員に報告している。

令和元年度の包括外部監査のテーマは「一般会計における補助金等に関する事務の執行について」であり、「意見」として、中央公民館に係るものが1項目あり、修正の報告である。

次に、令和2年度の包括外部監査のテーマは、「観光振興及び街づくりに関する施策に係る事務の執行について」であり、「意見」として、文化財保護課に係るものが2項目、博物館に係るものが16項目である。措置状況を、「検討中」としたものについては、教育委員会から監査委員へ通知は行わないが、「措置を講じた」または「措置を講じない」と決定した場合、教育委員会会議で報告したのち監査委員へ通知する。

令和元年度の中央公民館に係る意見については、令和3年度教育委員会第4回定例会において「検討中」と報告したが、総合政策部行政改革推進課と、中央公民館において調整した結果、「措置を講じた」に修正し、監査委員に報告したものである。

令和2年度の意見については、文化財保護課及び博物館において検討した結果、

「措置を講じた」と決定したため、教育委員会会議にて報告し、監査委員へ通知するものである。

以上により、教育委員会が所管する過年度における包括外部監査の結果報告書に係る意見に「検討中」としている項目はなくなったことになる。

委員

日本遺産認定事業については、今後は認定を申請しないということか伺いたい。

文化財保護課長

当初は計画があったが、現在は認定に向けた検討は行っていない。

委員

博物館における意見内容について伺いたい。

参事兼博物館長

意見の主なものとして、随意契約について説明する。例えば本丸御殿における、警備保障の契約について、警備にはシステム機器が導入されているが、建物が文化財ということもあり、機器を設置する際に建物の損傷に繋がるということから、一度機器を設置した業者と複数年度に渡り、随意契約を行っていたが、文化財建造物であるとはいえシステム機器の更新が必要となる段階で、今までと異なる業者との契約についても検討する必要があるのではないか、といったものである。

委員

この随意契約については、包括外部監査の意見を取り入れ、今後、機会があれば様々な業者に見積りを取るなどして決定していくということか伺いたい。

参事兼博物館長

一つの例であげた本丸御殿の警備保障については、今後対応が可能であれば検討していく。蔵造り資料館のような工事に関する意見については、本市の契約制度にも関連するため、総務部契約課とも協議を重ねる中で、契約制度に基づいたかたちで行っていく、といった整理をした。

委員

措置を講じた意見の内、永島家保存整備事業については、老朽化の問題であり、整備に時間が係るため、その間は、暫定的な公開を行うと認識しているが、暫定的な公開にあたり、老朽化に対する安全性は確保されているのか伺いたい。

文化財保護課長

建物については、安全性に問題があると認識している。そのため、観覧者は、建物の中には入らないで、建物の外側から内部を見るといった公開の方法を行っている。

委員

博物館における建物の使用料について、業者の選定を公募にすることは賛成であるが、現在の利用者数は少ないと認識している。公募を行って業者の選定がで

きるのか伺いたい。

参事兼博物館長

おそらく公募を募ったとしても手を挙げる業者は、ほぼいないと考える。博物館が開館した平成2年頃のトレンドの一つとして、館内にティーラウンジのスペースを設けたが、使用者を求めたところ誰もいなかったという事実もある。半ばお願いするようなかたちで業者が入った事情もあるため、公募を募ることについては、非常に厳しいと考えているが、行政財産の使用という考え方に基づくと、使用料を求めていくことが適切な方法であると考えている。

委員

館内にティーラウンジを設けることが本当に必要なのかと考える。博物館に絶対に必要というものでもなく、館外からはティーラウンジがあることも認識しづらい。実際の利用も少ないため、廃止も含めて検討した方が良いと思われる。

参事兼博物館長

今までティーラウンジの使用については、川越市行政財産の使用料に関する条例第4条第2号の市長が特に必要があると認めるときに該当するものとして、使用料を減免し、使用した光熱水費を納めてもらうことにしている。これは、開館当時は、博物館の来館者に対する便益施設として、ティーラウンジは必要であるという考えに基づいて設けたものである。ただし、現在では特にコロナ禍ということで、経常赤字が続いている状況である。様々な状況を踏まえて、今後の考え方を整理していく必要があると考える。

委員

コロナ禍の状況で、利用者が少ないと思われるが、どこの美術館や博物館に行ってもティーラウンジのない施設はほとんどない。本市には、美術館もあり博物館もあるため、ティーラウンジを否定するのではなく、もっとおしゃれなラウンジを作る、コーヒーを飲みたくなるような工夫を施す、といった考えが本来のビジネス化であると考えている。否定するのではなく、川越市の美術館に来たい、博物館も行きたい、今日は時間があるから子どもを連れて行ってみよう、と思わせるような考え方を目指すこともあるのではと考える。

参事兼博物館長

博物館としてもティーラウンジの施設自体を否定することは考えていない。ただし、施設が小規模であること、博物館との共通の出入口を使用していることから、博物館の開館日時によって、営業時間等の制約が出てしまう。当然、博物館が休みになるとそのティーラウンジも休まざるを得ない状況である。

一方で、他においても美術館や博物館がティーラウンジのような施設を設けているところがある。具体的などころでは、さいたま市の近代美術館では、イタリアンレストランの施設があり、出入口は美術館と別々になっている。そのため、

夜遅くまでお酒の提供もでき、美術館が休みの日でも営業ができるということで、行政財産を使用する側にとっても、使いやすい状況で営業することができる。その点が本市の博物館と比較すると大きく違うところになっている。ティーラウンジをビジネス的な観点から検討するには、施設の改造なども踏まえて考えていかなくてはならない。また、現在は集客のための広告などは禁止している。さらに施設の景観の観点から、集客のための広告、看板、景観を阻害するようなものを設けることも禁止といった禁止事項が非常に多く決められていることから、行政財産を使用する側にとっても厳しい側面がある。それらの点を整理する中で、今後、行政財産をどのように有効に使用してもらうかが課題であると考えている。

委員

博物館周辺に城址公園の整備計画があるが、博物館も含め、ランドデザインとして市民の憩いになるような、川越らしいティーラウンジのような施設が設置できたらよいと考える。

委員

これも意見として聞いてもらいたい。現在のティーラウンジは施設の中にあり閉鎖された施設である。博物館に入館した人だけが利用できるのではなく、オープンカフェといった発想で、施設の外からも利用できる、博物館の前を歩いて行く人も利用できるという、そういった施設は様々なケースがあると思われる。そのため、公募の業者選定といった発想に留まらず、抜本的に考えを改め、博物館は観光には良いコースのため、その一角にあるオープンカフェといった考えで検討を進めてもらえると、より有効なものが出るのではないかと考える。

教育長 意見として踏まえておいてもらいたい。

(2) 川越市小中学校施設整備計画の改定について

副部長兼教育財務課長

川越市小中学校施設整備計画の改定について報告する。令和3年1月に川越市小中学校施設整備計画を策定し学校施設の整備を進めてきた。今回の改定は、令和3年4月に国の施設整備基本方針等の改正に基づき、新耐震基準の建築物における大規模改造実施後20年経過した場合の予防改修の必要性について、いわゆるバリアフリー法の改正に伴う国の整備目標である車椅子利用者用トイレやスロープの整備、エレベーターの改修について、35人学級編制及び特別支援学級の新增設に伴う教室増への対応について追記したものである。

委員

学校の校舎外の物、例えばポールや遊具といった様々な物があるが、突風が吹いたりして破損などが発生した場合に児童生徒への影響が心配であると考えているが、学校の校舎ではない、その周囲にある設備や物に関するメンテナンスの方法は、誰がどの程度の間隔で確認を行ったりしているのか、また補修などの計画は行っ

ているのか伺いたい。

副部長兼教育財務課長

学校の校舎以外の部分における遊具については、3年に1回、委託業者に依頼し確認している。確認により要補修又は要改修と判断された場合は、予算の範囲内において修繕費で対応することになっている。

学校教育部長

日常の点検、定期の点検については、学校において遊具等の点検を行っている。定期の点検は、毎月安全点検日を設定し、教職員が手分けして対象物を見て回っている。

また、教育委員会として年度初めに管理訪問を実施しているが、その際には、指導主事により通常の点検に見落としがなにかについても合わせて点検し、指摘事項があれば管理職に伝えている。さらに、学校指導訪問の折にも校内の点検を行い、気付いた点については学校側に伝えている。割合としては、結構な数を目視による、あるいは動作による点検を行っている。

委員

貯水施設について、学校は、有事の際は避難施設となるため、受水槽など確認が難しいと思われるが、メンテナンスや点検について伺いたい。

副部長兼教育財務課長

受水槽等は業者に点検委託を依頼し、年2回の点検を実施している。当該整備計画においては、重要設備に受水設備も含まれており、計画的に改修していく予定である。

委員

当該計画には、資金計画が含まれていないため追加してもらいたい。大規模改修工事においても予定が遅れてしまう背景には、補助金がないなど資金の問題によるものが多く含まれる。

次に、今後の計画には、統合の問題がある。統合の計画と整合性を持たせてもらいたいと考える。

教育長

学校統合と合わせて、学校施設整備の計画は進めなければならない点は、事務局でも考えているところであるため、その点も視野に入れながら計画を進めてもらいたいと考える。

委員

バリアフリー化における、配慮が必要な児童生徒のエレベーター利用について、以前、中学校を訪問した際に、車椅子の生徒が給食のエレベーターで友達が付き添って利用しているのを見た。生徒たちが付き添って利用している姿はとても良かったが、本来、食べ物である給食を載せるエレベーターであること、荷物を運

ぶだけの仕様であるためエレベーターにドアがないこと、について危険であると感じた。給食手伝員は手袋をし、清潔を保つことに注意している台に生徒たちが乗ることになっている。

そういう点においても各学校に児童生徒が乗るためのエレベーターが設置できることは望ましいと考える。現在、施設整備対象校ではない学校において、急に車椅子などを使用している児童生徒が入学してきた場合は、どのような対応になっているのか伺いたい。

副部長兼教育財務課長

現在は、給食用のエレベーターを人が乗れるように改修していく方法で、バリアフリー化を図ることを考えている。別途専用エレベーターを設置するということは現状では考えていない。

エレベーターの利用を想定する場合には、急に連絡が入っても対応できないため、事前の連絡等により、学校側と調整をしながら、補正予算の計上や修繕費の予算を調整するなどして対応できるように進めている状況である。

(3) 第2次川越市学校教育情報化推進計画について

副部長兼教育指導課長

本計画は、教育委員会第13回定例会において協議し、令和3年度中の策定を目標に事務を進めているところであるが、令和4年2月28日に文部科学省から「学校教育情報化推進計画」の骨子案が公表され、自治体が計画を策定する際には国の骨子案を参考にするよう示された。現在策定中である本計画と骨子案を比較すると大筋は国の示す骨子案と同様の内容を盛り込むことができている反面、さらなる検討を要する内容も確認された。そのため、計画策定のスケジュールを変更し、より慎重に計画の策定を進める予定である。なお、協議いただいた「第2次学校教育情報化推進計画（案）」については、国が示す骨子案との整合を図る際の土台となる原案として取り扱っていくことを考えている。

教育長

本計画とは別に、情報教育推進委員会に学校の教職員を加えた委員会を新たに設置し、ICTを効果的に活用できるような教職員の育成やICTの技能を向上させる内容を加え、5年間かけてやり遂げていく計画を策定するように指示しているが、現在の状況について伺いたい。

副部長兼教育指導課長

本計画は、学校教育におけるICT環境の保守管理や環境の充実を図るための推進計画であるが、本計画の策定を土台とし、各担当において、教職員の育成や技能を向上させるための取組について別に計画し進めていく予定である。

1.1 協議事項

(1) 市内小学校児童らによる損害賠償請求調停事件について

(非公開)

12 その他

- (1) 議事に先立ち教育長から、議案第43号は性質上公開になじまない事務事業に関する情報であり、協議事項(1)は個人情報及び意思決定過程における情報にあたることから、審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うこととし、議案第43号については関係理事者（教育総務部長、学校教育部長、教育総務課長）のみで、協議事項(1)については関係理事者（教育総務部長、学校教育部長、教育総務課長、教育指導課長）のみで審議することに決定した。
- (2) 議案第43号及び協議事項(1)は、審議順を変更し、「その他」終了後に協議事項(1)、議案第43号の順に審議することについて、各委員承認し日程を変更することになった。
- (3) 会議録署名委員として、梶川教育長職務代理者、佐久間委員が指名された。
- (4) 次回教育委員会は、令和4年4月14日（木）午後2時開催に決定した。